特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	児童福祉(保育の実施、費用の徴収)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

門真市は、児童福祉(保育の実施、費用の徴収)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・内部による不正利用防止のために職員に守秘義務を課し、また、ICカードによりシステムの操作者を限定すると共に追跡調査のためにシステムの使用記録を保存して確認する等の対策を講じている。

・事務で使用する特定個人情報ファイルの取扱いを外部業者に委託しているため、業者選定の際に 業者の情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関する事項を契約に含めている。また、契約を締結 した業者において契約内容が遵守されていることを定期的に確認している。

評価実施機関名

大阪府門真市長

公表日

令和7年2月28日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	児童福祉(保育の実施、費用の徴収)に関する事務				
②事務の概要	児童福祉法に基づき、保育所の入所事務に関して、必要な個人情報を収集し、保護者の負担能力に応じて保育料を算定・徴収している。 児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保育所の入所申込、入所決定 ②保育料の算定・徴収 ③保育料の収納・滞納管理 ④年次、月次の帳票作成 ⑤保育所運営費報告資料の作成				
③システムの名称	保育所保育料システム、収納管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、住民基本台帳システム、宛名・納付システム、個人住民税システム				
2. 特定個人情報ファイル:	名				
保育所保育料情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第9の項				
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第17、20の項				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	こども部 保育幼稚園課				
②所属長の役職名	保育幼稚園課長				
6. 他の評価実施機関					
-					
7. 特定個人情報の開示・					
請求先	門真市 総務部 総務課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-5684				
8. 特定個人情報ファイル(の取扱いに関する問合せ				
連絡先	門真市 こども部 保育幼稚園課 〒571-8585 大阪府門真市中町1-1 電話06-6902-6757				
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
いつ時点の計数か		令和	7年1月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年1月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	ι重点項目評価書』	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
2. 特定個人情報の入手(作	情報提供ネットワークシス	テムを通じた入	手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		1]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	「マイナンバー利用事務における 守している。	るマイナンバー	登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵	

9. 監査				
実施の有無	[O]自己点検 []内部監査 []外部監査			
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	業務上必要となる職員にのみアクセス権限を付与するよう管理している。			

変更箇所

文文 回/	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月30日	I.4.② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 ・別表第2の第12、15の項(情報照会事務に関	番号法第19条第7号 ・別表第2の第13、16の項(情報照会事務に関	事後	法令改正に伴う変更
平成31年1月1日	I.5.2) 評価実施機関における担当部署	課長 花城 勉	課長	事後	法令改正に伴う変更
平成31年1月1日	IV リスク対策	無	新設	事後	法令改正に伴う変更
令和2年1月15日	Ⅱ.1 いつ時点の計数か	2015/3/20	令和元年10月1日	事後	再実施に伴う変更
	Ⅱ.2 いつ時点の計数か	2015/3/20	令和元年10月1日	事後	再実施に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	番号法第19条第7号 ・別表第2の第13、16の項(情報照会事務に関	番号法第19条第8号 ・別表第2の第13、16の項(情報照会事務に関	事後	法律の改正に伴う変更
	I.3 法令上の根拠	番号法第9条第1項、番号法別表第1の第8の 項	番号法第9条第1項別表第9の項	事前	再実施に伴う変更
令和7年2月28日	I.4 法令上の根拠	番号法第19条第8号 ・別表第2の第13、16の項(情報照会事務に関する根拠)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表第17、20の項	事前	再実施に伴う変更
令和7年2月28日	I.5.評価実施機関における 担当部署	課長	保育幼稚園課長	事前	再実施に伴う変更
令和7年2月28日	Ⅱ.1 いつ時点の計数か	令和元年10月1日	令和7年1月1日	事前	再実施に伴う変更
令和7年2月28日	Ⅱ.2 いつ時点の計数か	令和元年10月1日	令和7年1月1日	事前	再実施に伴う変更
	Ⅳ.8 人手を介在させる作業		新設	事前	評価書新様式に伴う評価
令和7年2月28日	Ⅳ. 11 最も優先度が高いとされる対策	無	新設	事前	評価書新様式に伴う評価